公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の不正防止計画

平成31年４月１日公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会決定

（趣旨）

第１条　公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）の公的研究費に係る適正な運営及び管理を行うため，公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の不正防止計画を定める。

（定義）

第２条　この計画における用語の意義は，公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程（2019年４月規程第110号）の例による。

（責任体系の明確化）

第３条　公的研究費における責任体系の明確化に係る不正防止計画については，次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ，同表の右欄に掲げるものとする。

不正発生要因	不正防止計画
責任体系が曖昧で，組織としてのガバナンスが機能しない。	最高管理責任者，統括管理責任者，コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を定め，これらの者の役割を明確化し，法人の内外で公表する。
時間の経過とともに，各責任者の責任意識が低下する。	１　最高管理責任者は，随時，各責任者に対し，責任体系の啓発を促し，意識の向上を図る。 ２　各責任者の異動，退職等に際しては，引継ぎ等を行い，責任範囲を再確認する。

（ルールの明確化及び統一化）

第４条　公的研究費におけるルールの明確化及び統一化に係る不正防止計画については，次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ，同表の右欄に掲げるものとする。

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルールが曖昧である。	１　公的研究費に係る使用ルール及び事務処理手続を明確にし，使用マニュアル等を配布し，周知を図る。 ２　公的研究費に係る使用ルール等について，法人の内外からの相談窓口を設置する。 ３　コンプライアンス研修終了後に、適切な知識の習得を確認するために理解度チェックを実施する。

（関係者の意識向上）

第５条　公的研究費における関係者の意識向上に係る不正防止計画については，次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ，同表の右欄に掲げるものとする。

不正発生要因	不正防止計画
１　コンプライアンスに関する関係者の意識が希薄である。 ２　公的研究費の原資の大部分が税金によって賄われていることに対する意識が欠如している。	１　公的研究費の運営及び管理に係る全ての関係者に対する行動規範を策定し，周知する。 ２　法人の不正対策に係る基本方針，ルール等に関するコンプライアンス教育を定期的に開催する。 ３　公的研究費の運営及び管理に係る全ての関係者から，不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求める。 ４　教員への啓発のため、公的研究費の使用上、特に注意すべき点に関して教授会で周知する。

3　不適正な会計処理であっても，結果的に研究のために使用すれば許されるという認識の甘さがある。	5　関係者全員に対して、３カ月ごとにメーリングリストを利用し、実際に発生した不正事案（文部科学省のＨＰから抜粋）や不正発生要因について送信し、不正防止に関する啓発活動を実施する。 6　関係者全員に対して、年に１回、研究費の使用・管理に関する意識調査を実施し、結果報告することで意識向上につなげる。

（不正要因及び不正防止計画）

第６条　公的研究費における不正要因及び不正防止計画に係る不正防止計画については，次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ，同表の右欄に掲げるものとする。

不正発生要因	不正防止計画
不正発生要因の把握が不十分で，効果的な不正防止計画が策定されていない。	1　公的研究費に係る不正防止計画の推進を担当する不正防止計画推進委員会を設置する。 2　不正防止計画推進委員会において，不正発生要因を体系的に整理及び評価し，不正発生要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

（公的研究費の適正な運営及び管理）

第７条　公的研究費の適正な運営及び管理に係る不正防止計画については，次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ，同表の右欄に掲げるものとする。

不正発生要因	不正防止計画
研究課題の研究に必要な経費（科学研究費）に当たらない経費を支出している。	決裁時に物品購入の用途，出張目的等を確認する。
予算執行状況が適切に把握されていないため，年度末に予算執行が集中等の事態が発生している。	1　定期的に研究費の執行状況を研究者に周知し，執行が年度末に集中する場合は，必要に応じて研究者に理由を確認するとともに，必要な場合は改善を求める。 2　研究費の執行が当初計画より遅れる場合には，繰越制度等を積極的に活用する。 3　研究費を事業年度内に使い切れずに返還しても，その後の採択に悪影響はないことを周知する。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み，預け金等の不正な取引に発展する。	1　発注から納品までを，事務職員が担当する。ただし，研究者が発注する場合には，事務職員又は技術職員により納品事実の確認を行う。 2　最高管理責任者は，特定の業者との密接な取引がないかを注視するため，必要に応じて取引状況の確認を行う。 3　取引事業者に対して，不適正な経理処理の防止に関する方針を周知する。 4　法人との取引が年間200万円以上の業者に対して，不正使用防止に関する誓約書の提出を求める。
パソコン等の換金性の高い備品を不正に処分し，その対価を得る。	1　パソコン等の備品について，備品シールを添付し，備品台帳に記入する。 2　モニタリングの際に，必要に応じて現物を確認する。

出張事実の確認が不十分であるため，カラ出張及び水増し請求を防止できない。	1　出張の実態把握のため，出張報告書の提出を求めるとともに，会議の開催通知，学会等のプログラムその他出張の実態を証明する書類の提出を求める。 2　航空機を利用した出張の際は，領収書その他購入した航空券の金額が分かる書類の提出を求める。 3　海外出張に係る履行確認に当たっては，航空券の半券の提出を求める。 4　出張の実態確認のため、無作為抽出した研究課題に対し、聞き取り調査および出張先に直接電話をかける。
学生等の雇用に関し，雇用から実施確認まで，研究者が単独で行い，事務局が実態を把握していない。	1　学生等から雇用通知書及び確認書の提出を求める。 2　勤務表兼謝金請求書を用いて履行確認を行う。 3　事務局で学生等の出退勤状況を把握する措置を取る。 4　学生等を抽出し，事務職員又は技術職員が面談を行い，勤務実態を把握する。 5　学生等の勤務日時に，研究者が学内に在籍していたか，出勤簿等で不定期に確認する。

（モニタリングの実施）

第８条　公的研究費におけるモニタリングの実施に係る不正防止計画については，次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ，同表の右欄に掲げるものとする。

不正発生要因	不正防止計画
実効性のある監査が実施されていない。	1　不正リスクに対しリスクアプローチ監査を実施する。 2　出張の実態，非常勤の雇用者の勤務実態等の把握のため，必要に応じて抜き打ち監査を実施する。 3　専門的知識を有する公認会計士に研究費使用および管理に関する監査を依頼する。

附　則

この計画は，平成３１年４月１日から実施する。

附　則（令和４年２月１０日不正防止計画推進委員会決定）

この計画は，公布の日から実施する。